

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年四月十七日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第四十五号

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

4 区長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。

一 区長が、法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

二 家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第三条第五項中「場合」の下に「（同項第二号に該当する場合に限る。）」を加える。

第十条第三項第二号中「第三十四条の二十第一項第四号」を「第三十四条の二十

第一項第三号」に改める。

第二十一条第四号中「場合」の下に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年四月十七日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第四十六号

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「市町村長」を「区長」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 区長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。

一 区長が、児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

二 特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第十五条第五項中「場合」の下に「（同項第二号に該当する場合に限る。）」を加え、「市町村長」を「区長」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和二年四月二十二日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第四十七号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「地域振興部」の下に「、区民部」を加える。

第十二条戸籍住民課の項に次のように加える。

課務担当主査

一 特別定額給付金に関すること。

付 則

この規則は、令和二年四月二十三日から施行する。